

令和7年度  
尼崎市立尼崎双星高等学校  
いじめ防止基本方針

令和7年4月

# 尼崎市立尼崎双星高等学校いじめ防止基本方針

## 1 目的

いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策基本方針を参酌し、基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等の対策は、すべての生徒が健やかに育つことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨とする。
- (2) いじめの防止等の対策は、いじめがいじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- (3) いじめの問題は、学校全体で連携して対応していくものとする。

## 3 いじめの定義

在籍する生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 4 いじめに対する共通理解

- (1) いじめは、どこでもどの生徒にも成長過程の中で起こり得るもので、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめを解決していくことが重要である。
- (2) 学校が積極的にいじめを認知し、適切に対応していけるよう、相談しやすい体制づくりや雰囲気づくりに努める。
- (3) 暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ、無視など）は、多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する可能性がある。
- (4) 暴力を伴わないいじめは、個々の行為だけを見れば、日常的によくあるトラブルであるが、それが繰り返し、集中的に行われることで、生命又は身体に重大な危険が生じる可能性がある。
- (5) いじめを積極的に是認する観衆やいじめを暗黙的に支持する傍観者が、いじめを助長するため、それらを許さない雰囲気づくりに努める。

## 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

No.	視 点	内 容
1	未然防止	① いじめがどこの学校でもどの生徒にも起こり得るものであることを理解する。 ② いじめは決して許される行為ではないことを、生徒が自ら考え、理解できるように働きかけるとともに、具体的な事例を提供しながら、生徒が共にいじめを解決していけるような力を身につけ、成長していけるよう導く。 ③ いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、生徒がストレスに適切に対処し、成長していける力を育む。 また、生徒が自己肯定感（自分は大切な存在、自分はかけがえのない存在と思える気持ち）や自己有用感（自分が他者の役に立っているなど、自分の存在価値を認識できる気持ち）を感じられる学校の雰囲気づくりに取

		<p>り組む。</p> <p>④ いじめの防止に向けて、自分を大切にできる心、他者を尊重する心、規範意識などを生徒が身につけることができるよう家庭、地域及び関係機関と相互に連携を図る。</p>
2	早期発見	<p>① 日頃から生徒の視点に立ち、しっかりと向き合いつつ、その声に耳を傾け、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。</p> <p>② 日頃から生徒との信頼関係の構築に努める中で、生徒が相談しやすい雰囲気を作る必要がある。</p> <p>③ 家庭、地域及び生徒は、いじめを発見した場合やいじめの疑いがあると認識した場合、見て見ぬ振りや隠すことなく、学校に連絡しやすい環境をつくる。</p>
3	事案対処	<p>① 学校は、いじめを認知した場合は、いじめをやめさせる措置を行い、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせた生徒の安全を確保するなど、学校全体で速やかに組織的に対応することが重要である。</p> <p>② 学校は、いじめを受けた生徒及びその家庭への支援に加えて、いじめを行った生徒及びその家庭に対して指導を行うとともに、必要に応じて支援を行う。</p> <p>③ 学校は、いじめの対応方法について、日頃から理解を深め、教職員間で共通理解を図る。</p>
4	家庭、地域及び関係機関との連携	<p>① 学校だけでは対応できない事案の場合、家庭、地域及び関係機関と連携・協力する必要がある。</p> <p>② 学校は、平素から家庭、地域及び関係機関と連携する場を確保し、お互いが情報共有できる体制を構築する。</p>

## 6 いじめの防止等に係る学校の取組み

No.	視 点	具体的な取組内容
1	未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材や資料等を活用し、生徒に対する道徳教育を実施する。</li> <li>・HRや生徒会活動等での生徒のいじめ防止の主体的な取組みを目指す。</li> <li>・いじめ対応マニュアルや事例研究等の活用、及びスクールカウンセラー等の専門家を講師とした教職員に対する研修会などを通じて理解を深める。</li> </ul>
2	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員によるきめ細かな生徒の言動等の観察。</li> <li>・保護者懇談や教育相談の実施等により、教職員の生徒や家庭との信頼関係の構築に努める。</li> <li>・校内いじめ対応チームを設置し、そのメンバーは校長・教頭・生徒指導部長・同副部長・人権教育部長・各学年主任・及び養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーで構成する。</li> <li>・学期毎に1回を目安としたアンケート調査を実施する。その際、いじめに関する相談用紙も配布し、校内の教員誰にでも渡せ、学校への郵送にも対応する。</li> <li>・アンケートの結果を集計し、その内容を調査した上で対応チーム会議を開き情報を共有している。</li> </ul>
3	事案対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちにいじめを止めさせ、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保とともに、いじめを行った生徒に対して適切な指導を行うなど、組織的な対応を実施する。</li> </ul>

		・困難事案等の必要に応じ、各種専門家や警察等関係機関とも対応を協議する。
4	家庭、地域及び関係機関との連携	・保護者向けのアンケートを各家庭にも配付し、情報の提供をお願いしている。

## 7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は本校いじめ対応チームの判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 8 重大事態への対処

重大事態への対処については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省 令和6年8月改訂）に基づき適切に対応する。

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条に規定する次の場合とする。

#### ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

#### ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 学校又は教育委員会による調査

#### ① 重大事態の市長への報告

重大事態が発生し、それを認知した場合、速やかに教育委員会を通じてその事態発生について市長に報告する。

#### ② 調査の趣旨及び調査主体

- ・学校又は教育委員会は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止のため、法第28

条第1項の規定に基づく調査を行う。

- ・学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査主体や調査組織の内容について判断する。
- ・調査主体は、学校又は教育委員会となるが、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会において調査を実施する。

③ 調査を行うための組織

ア 学校が調査主体となる場合

本校いじめ対応チームを中心に、校長の指揮の下、調査を行う。その際、教育委員会は、必要に応じて学校に対して助言、指導及び支援を行う。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

尼崎市いじめ問題対策審議会が、教育委員会の諮問に基づき、調査を行う。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめが起こった背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校又は教育委員会は、調査を行う組織に対して、積極的に資料提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に調査を実施する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った生徒に対し、適切な指導を行い、いじめの行為を止める。
- ・いじめを受けた生徒に対し、事情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・いじめを受けた生徒の家庭の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該家庭と今後の調査の進め方等について協議した上で、調査に着手する。

⑤ いじめを受けた生徒及びその家庭に対する情報提供

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒及びその家庭に対し、調査により明らかになった事実関係について適時、適切な方法で説明する。
- ・学校又は教育委員会は、当該情報を提供する際、他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・学校が調査を行う場合、教育委員会は、情報提供する内容、方法、時期などについて、必要な助言、指導及び支援を行う。

⑥ 調査結果の報告

- ・学校又は教育委員会は、調査結果を市長に報告する。
- ・学校又は教育委員会は、上記⑤の説明結果を踏まえ、いじめを受けた生徒又はその家庭が希望する場合、生徒又はその家庭自らが所見をまとめた文書を調査結果報告書に添えて市長に送付する。
- ・学校が市長に報告等を行う場合、教育委員会は、必要な助言、指導及び支援を行う。

(3) 市長による再調査及び再調査結果を踏まえた措置

① 再調査

- ・上記(2)－⑥の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、尼崎市いじめ問題調査委員会を設置し、調査の結果について

調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

- ・再調査の報告についても、学校又は教育委員会による調査と同様、市長は、いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対し、調査の状況及び結果について適時、適切な方法で説明する。
- ② 再調査結果を踏まえた措置
- ・市長及び教育委員会は、再調査結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該再調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
  - ・再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告する。

以 上